

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が「選挙制」と「市町村長の選任制」の併用から議会の同意を要件とする町長の「任命制」へと変更になりました。また農地の最適化を推進するため、新たに「農地利用最適化推進委員」を農業委員会の委嘱により設置することになりました。これに伴い、下記のとおり推薦の受け付けおよび募集を行います。

◆推薦または募集する人数

- ①農業委員10人
- ②農地利用最適化推進委員9人

◆任期

平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間

◆報酬

- ①農業委員
会長 年額239,000円
委員 年額202,000円
- ②農地利用最適化推進委員
年額202,000円
(定額分160,000円、実績分42,000円)

◆主な職務内容

- ①農業委員
農地法などの権限事務について、審査および決定を行う。
 - ・農業委員会などの会議に出席し、農地法などの権限に属された事項の審議を行う。
 - ・農地法などに基づく申請の審査を行う。
 - ・農地法に基づき、町内の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。
 - ・農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための調整を行う。
- ②農地利用最適化推進委員
担当する地区において、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消などの活動を行い、担当地区内の農地の有効利用を図る。
 - ・農業委員会定例会・臨時会や研修会などの会議に出席し、担当する区域の農地法の申請内容について調査し、その結果を報告する。

- ・農地法に基づく申請について調査を行う。
- ・担当する区域内的の農地の利用状況調査および利用意向調査を行う。
- ・農地の利用の最適化(担い手への集積など)のための活動を行う。
- ・農地の貸し手と借り手とのマッチングや農地中間管理機構との連携などに取り組む。

◆応募資格

①農業委員

- ・小野町の職員でない方。
- ・農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方でないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方でないこと。

②農地利用最適化推進委員

- ・小野町の職員でない方。
- ・農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方でないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方でないこと。

◆応募期間

3月31日[㊤]まで

◆推薦・応募方法

- ・地区からの推薦
- ・団体などからの推薦
- ・一般公募

所定の推薦書または応募書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、農業委員会事務局までご提出ください。

推薦書および応募書については、農業委員会事務局に設置しているほか、町公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

㊤農業委員会事務局(産業振興課内)

☎72-6935